

平成28年12月

乙訓環境衛生組合第4回議会

会 議 録

乙訓環境衛生組合議会

乙訓環境衛生組合議会平成28年第4回定例会会議録

目 次

○出席議員	1
○欠席議員	1
○事務局職員出席者	1
○説明のため出席した者	1
○議事日程	2
○開会	2
○日程 1	会議録署名議員の指名	3
○日程 2	会期の決定	3
○日程 3	管理者の諸報告	3
○日程 4	監査報告第5号 例月出納検査の結果報告について 監査報告第6号 定期監査の結果報告について	5
○日程 5	第18号議案 監査委員の選任について	6
○日程 6	第19号議案 乙訓環境衛生組合情報公開条例及び乙訓 環境衛生組合個人情報保護条例の一部改 正について	6
○日程 7	第20号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の 一部改正について	7
○日程 8	第21号議案 乙訓環境衛生組合職員の育児休業等に関 する条例の一部改正について	7
○日程 9	第22号議案 乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条 例の一部改正について	12
○日程 10	第23号議案 乙訓環境衛生組合行政財産使用料条例の 一部改正について	14
○日程 11	第24号議案 平成28年度乙訓環境衛生組合一般会計 補正予算（第3号）について	16
○閉会	29

乙訓環境衛生組合議会平成28年第4回定例会

議事日程第4号

平成28年12月20日(火)

午前10時00分開議

○出席議員(8名)

向日市	山田千枝子 議員	近藤宏和 議員
	杉谷伸夫 議員	
長岡京市	綿谷正巳 議員	山本智 議員
	藤井俊一 議員	
大山崎町	山中一成 議員	波多野庇砂 議員

○欠席議員(1名)

岸孝雄 議員

○事務局職員出席者

書記 長谷川 徹 総務課 主事

○地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者(9名)

山本圭一	管理者(大山崎町長)
中小路健吾	副管理者(長岡京市長)
安田守	副管理者(向日市長)
辻正春	監査委員
河野一武	事務局 局長
稻生義之	会計管理者
山本昌一	総務課 局長
服部潤	施設業務課 局長
松井貢	政策推進課 局長

○議事日程

- | | | |
|-------|------------|---|
| 日程 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程 2 | 会期の決定 | |
| 日程 3 | 管理者の諸報告 | |
| 日程 4 | 監査報告第5号 | 例月出納検査の結果報告について |
| | 監査報告第6号 | 定期監査の結果報告について |
| 日程 5 | 第18号議案 | 監査委員の選任について |
| 日程 6 | 第19号議案 | 乙訓環境衛生組合情報公開条例及び乙訓環境衛生組合個人情報保護条例の一部改正について |
| 日程 7 | 第20号議案 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程 8 | 第21号議案 | 乙訓環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程 9 | 第22号議案 | 乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程 10 | 第23号議案 | 乙訓環境衛生組合行政財産使用料条例の一部改正について |
| 日程 11 | 第24号議案 | 平成28年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第3号)について |

○会議録署名議員

向日市 山田千枝子 議員

大山崎町 波多野庇砂 議員

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

開会 午前9時56分

○藤井俊一議長 皆さん、おはようございます。

会議を始めます前にご報告申し上げます。岸 孝雄議員から、本日欠席する旨の届け出がありましたのでお伝えいたします。

それでは、皆さん、おはようございます。

会議に入ります前に、席上に予備費の流用についての報告書が配付されていますので、ご確認のほどよろしくお願いたします。

それでは、本会議に入ります。

ただいまの出席議員数は8名であります。地方自治法第113条の定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、乙訓環境衛生組合議会平成28年第4回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、今回、大山崎町議会の議員改選によりまして、本組合議会の議

員に交替がございましたので、この際ご紹介させていただきます。

11月1日付で本組合議会議員となられました波多野庇砂議員であります。

○波多野庇砂議員 新入生です。よろしくお願いします。

ご参考に、無所属一人会派でやらせてもらっています。大きな分野でございまして、しっかり私も勉強させていただきますので、何とぞよろしくお願いします。

○藤井俊一議長 また、引き続き本組合議会議員となられました山中一成議員であります。

○山中一成議員 おはようございます。引き続き、乙訓環境衛生組合派遣議員になりました山中でございます。2年間の経験と反省を生かしまして、しっかりと皆さんと一緒に、慎重審査、提案、お手伝いをさせていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○藤井俊一議長 同じく、岸 孝雄議員であります。本日欠席であります。

皆さん、よろしくお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、山田千枝子議員、波多野庇砂議員の両議員を指名いたします。

○藤井俊一議長 日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。会期については、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

○藤井俊一議長 日程3、管理者の諸報告であります。

山本管理者。

○山本圭一管理者 おはようございます。

本日、乙訓環境衛生組合議会平成28年第4回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中をご参集賜り、誠にありがたく、厚くお礼を申し上げます。

また、去る11月1日に開催されました大山崎町臨時議会におきまして、同日付で山中一成議員、岸 孝雄議員、波多野庇砂議員の各議員が本組合議員として選出され、お迎えいたしました。

議員各位におかれましては、今後とも格別のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

恐縮でございますが、この場をお借りいたしまして、組合理事者等の紹介をさせていただきます。

私が管理者を務めさせていただきます大山崎町長の山本圭一でございます。

次に、副管理者であります、長岡京市の中小路健吾副管理者でございます。

- 中小路健吾副管理者 どうぞよろしくお願ひします。
- 山本圭一管理者 同じく、向日市長の安田 守副管理者でございます。
- 安田 守副管理者 よろしくお願ひします。
- 山本圭一管理者 次に、今回から代表監査委員になられました、辻 正春監査委員でございます。
- 辻 正春監査委員 辻でございます。よろしくお願ひいたします。
- 山本圭一管理者 その隣が、会計管理者兼会計課長の稲生義之でございます。
- 稲生義之会計管理者 稲生でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
- 山本圭一管理者 続きまして、後列におります、事務局長の河野一武でございます。
- 河野一武事務局長 河野でございます。よろしくお願ひいたします。
- 山本圭一管理者 総務課長の山本昌一でございます。
- 山本昌一総務課長 山本でございます。よろしくお願ひいたします。
- 山本圭一管理者 政策推進課長の松井 貢でございます。
- 松井 貢政策推進課長 松井でございます。よろしくお願ひします。
- 山本圭一管理者 施設業務課長の服部 潤でございます。
- 服部 潤施設業務課長 服部でございます。よろしくお願ひします。
- 山本圭一管理者 以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、管理者諸報告をいたします。

初めに、第18回リサイクルフェアの開催結果についてであります。

リサイクル推進事業の一環といたしまして、平成11年度から開催し、本年で18回目となるリサイクルフェアは、去る10月16日に開催いたしましたところ、好天に恵まれ、約1,300人もの来場者を迎え、盛況の中、終えることができました。

今後におきましても、ごみの減量、資源の有効利用によるリサイクルの推進を図り、循環型社会形成に向けた啓発事業として、関係市町と協働し、積極的に取り組んでいく所存であります。

また、去る12月10日、11日には、昨年引き続き、京都環境フェスティバルへの出展をし、再生品等の展示やガラス工芸教室の紹介など、組合が進める取り組みを通じ、来場者へ啓発活動を行いました。

次に、組合長黒埋立用地の社会福祉法人乙訓福祉会への一部無償貸し付けについてであります。

去る10月7日に、乙訓市町会が開催され、乙訓福祉会では、次期用地について、複数の用地の選定を行い、移転に向けた交渉を行っているとの報告がありました。当該用地の貸し付けは、現状といたしまして、継続はやむを得ないと認められたところであり

しかしながら、当該用地につきましては、本組合運営上必要な土地であることから、

貸付期間内において早期移転に向けた検討を行うことを要件として、平成28年12月1日から平成29年11月30日までの1年間、引き続き無償貸付を行うこととし、社会福祉法人乙訓福祉会、乙訓市町会及び本組合の3者により、土地使用賃貸借契約を平成28年11月25日に締結いたしましたことをご報告させていただきます。

次に、長岡京市から組合へ搬入しております一般廃棄物収集運搬許可業者のごみ処理手数料の収入未済についてであります。

組合へ搬入する長岡京市一般廃棄物収集運搬許可業者が、平成28年6月7日付で破産手続を開始し、平成28年9月21日の財産状況報告集会を経て、平成28年9月23日に破産手続の廃止の決定がされました。

このことから、地方自治法施行令第171条の5、第1項の規定に基づき、平成28年9月24日より徴収停止を行い、徴収停止後5年間徴収を行わないときは、地方自治法第236条第1項の規定に基づき、時効により金銭債権が消滅することとなります。消滅後におきましては、乙訓環境衛生組合会計規則第17条第1号の規定により、不納欠損処分を決定することとなります。

次に、乙訓環境衛生組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の改正についてあります。

乙訓環境衛生事務連絡会におきまして、近隣他団体の状況等の調査を行い、改正方針などの検討を進めているところであり、周知期間を考慮し、条例改正に向けた事務を進めているところであります。

最後になりますが、議会提出資料におきまして不備があり、大変申しわけございませんでした。以後このようなことがないよう、十分精査し提出することといたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、管理者諸報告とさせていただきます。

○藤井俊一議長 以上で管理者諸報告を終わります。

○

○藤井俊一議長 日程4、監査報告第5号、例月出納検査の結果報告について、監査報告第6号、定期監査の結果報告についてであります。

監査委員の報告を求めます。

辻監査委員。

○辻 正春監査委員 それでは、最初に例月出納検査の結果報告をいたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき例月出納検査を実施いたしました。検査の対象、時期及び結果等につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりでございます。

次に、定期監査の結果報告をいたします。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施いたしました。監査の対象、時期及び結果等につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりで

ございます。

なお、報告書に記載のとおり、監査を実施した各所管に係る財務等に関する事務事業の執行については、適正に処理されていたことを申し添えます。

以上、例月出納検査及び定期監査の結果報告といたします。

○藤井俊一議長 以上で例月出納検査及び定期監査の結果報告を終わります。

○

○藤井俊一議長 日程5、第18号議案、監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、山中一成議員の退席を求めます。

(山中一成議員 退席)

○藤井俊一議長 提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本圭一管理者 それでは、日程5、第18号議案、監査委員の選任について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案につきましては、現在、本組合の監査委員は、識見を有する者として辻 正春氏、山田勝吉氏の両氏が選任され、また議員の中から選任されている監査委員として、大山崎町の岸 孝雄議員が選任されておりましたが、去る11月の大山崎町議会議員の改選により、監査委員が現在欠員となっているところであります。

このことから、新たに議員の中から選任する監査委員といたしまして、山中一成議員を適任と認め、選任いたしたく、地方自治法第196条第1項及び乙訓環境衛生組合規約第11条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるところであります。

山中一成議員の略歴につきましては、議案参考に記載のとおりであります。地方自治に精通され、地方財政にも深い識見を有しておられる方でございます。よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○藤井俊一議長 本件の説明は終わりました。

お諮りいたします。本件については、質疑、討論を省略して、直ちに採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、さよう決めます。

第18号議案について、原案どおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第18号議案、監査委員の選任については、原案どおり同意されました。

(山中一成議員 着席)

○

○藤井俊一議長 日程6、第19号議案、乙訓環境衛生組合情報公開条例及び乙訓環境衛生組合個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

- 山本圭一管理者 それでは、日程6、第19号議案、乙訓環境衛生組合情報公開条例及び乙訓環境衛生組合個人情報保護条例の一部改正について、その提案理由のご説明を申し上げます。

情報公開条例及び個人情報保護条例の両条例につきましては、平成28年第1回定例会におきまして、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の一部改正として可決をいただき、平成28年4月1日から施行しているものであります。本年度開催いたしました乙訓環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会からの意見を踏まえ、本条例中の字句について、より適正な字句に改め、今回その修正を行うものであります。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- 藤井俊一議長 ただいま、提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

特に質疑もないようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

- 藤井俊一議長 それでは、討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

第19号議案について、原案どおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第19号議案、乙訓環境衛生組合情報公開条例及び乙訓環境衛生組合個人情報保護条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

○

- 藤井俊一議長 日程7、第20号議案、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について及び日程8、第21号議案、乙訓環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、以上2議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

- 山本圭一管理者 それでは、日程7、第20号議案、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について及び日程8、第21号議案、乙訓環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、その提案理由のご説明を申し上げます。

両条例の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴

い、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じて職員の育児支援、介護支援に係る規定の改正を行うものであります。

それでは、両条例の改正内容につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、第20号議案、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

まず、第8条の2では、現在職員と法律上の親子関係がある子に限られている、深夜勤務及び時間外勤務の対象となる子の範囲について、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親である職員に委託されている子などを加えるものであります。

第11条では、介護のための所定労働時間短縮措置として、休暇の種類に、新たに介護時間を追加し、第15条では、現在一の要介護状態ごとに連続する6月の期間内で請求することができる介護休暇について、通算で6月以下の範囲内で3回まで分割することができることとするものであり、第15条の2では、第11条で新たに追加した介護時間については、連続する3年の期間内において、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができることとし、その勤務しなかった時間については無給とするものであります。

第16条では、介護休暇の承認に係る手続について規定するものであります。また、附則第2項では、介護休暇に係る経過措置といたしまして、本条例の施行日において介護休暇の初日から起算して6月を経過しないものについては、当該介護休暇期間のうち本条例の施行日以降の日については、期間を分割して取得できるような措置を講じるものであります。

次に、第21号議案、乙訓環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

第2条では、在職期間が1年以上である非常勤職員が育児休業を取得する場合において、当該職員が養育する子が1歳に達する日を超えて引き続き在職することが見込まれること等の要件を緩和するものであり、第2条の2では養育里親である職員に委託されている子については、法律上の親子関係に準ずる子として、育児休業の対象となる子の範囲に追加するものであります。

第2条の3及び第2条の4では、条の繰り下げ及び文言整理を行うものであります。

第3条では、既に当該子に係る育児休業を取得したことがある場合において、再度育児休業の承認を行うことができる特別の事情の要件について、都道府県による養育里親である職員への当該児童の委託措置が解除された場合を、新たに規定するものであります。

第10条では、既に当該子に係る育児短時間勤務を取得したことがある場合において、再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情について、第3条と同様の規定をするものであります。

第20条第2項では、改正後の勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けた職員の部分休業の承認については、当該介護時間と合わせて1日につき2時間の範囲内でこれを承認することとし、同条第3項では、非常勤職員について同様の規定を行うものであります。

次に、両条例の施行期日であります。地方公務員の育児休業等に関する法律等の施行に合わせ、平成29年1月1日から施行することといたしております。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

○藤井俊一議長 ただいま、提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 おはようございます。まず、20号議案の内容についてなんですけども、第15条の2、一番下のところに、3、介護時間については給与条例第12条のと書いてあるんですけど、この給与条例というのは、通称というか、略称だと思うんですけど、正式名称で書いておくべきではないかなと思うのです。

それから、21号議案でも、第2条、育児休業法と書いてあるんですけど、これも地方公務員の育児休業等に関する法律のことではないかと思うんですけど、正式名称で書くべきではないかなと思うのですけども、まずその点、いかがでしょうか。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 ご指摘いただいた件については、職員の勤務時間、給与に関する条例の方の、以前に時間外勤務、に出ておりますので、今の名前をお願いしたいと思っております。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 私、普段こんなこと全然気にしないんですけど、何でこんなこと言いましたかと申し上げますと、給与条例と書いてありますので、給与条例を調べようと思って探したら、なかなか探すのが難しく、次に、育児休業法も見ようと思いましたが、育児休業法という法律はないわけです。育児休業、介護休業に関する何々という法律と、それから地方公務員の育児休業等に関する法律、恐らくこれ、内容、この文章の中身を見てたら、第2条の1項とかを照らし合わせると、地方公務員の育児休業等に関する法律のことだと思いましたので、似たような名称の法律もいっぱいあるだろうから、せっかく定めるのであれば、正式名称にしておいた方が、さっきの認容と容認の件ではございませんけれども、やっておいた方がいいのではないかと、意見を述べさせていただきました。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 既に、職員の勤務時間、給与等に関する条例の中の第8条の3、任命権者は乙訓環境衛生組合給与に関する条例第4号以下、給与条例になっておりますの

で、そこでもう。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 わかりました。これは失礼いたしました。

そしたら、育児休業の方も同じことなのですか。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 同様でございます。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 これしか見ておりませんでしたので、どうも失礼いたしました。

あと、中身についてなのですけれども、第20号議案の、介護休暇については、現在、連続して6カ月以内を1回だけ取れるというのが、3回に分割して合計6カ月取れるということですね。

介護時間の方は、連続する3年以内の間に1日2時間以内と、これは3年を分割というたらおかしいですけど、3年以内の間にどういうふうな形で2時間取れるのかというあたりを、ちょっと理解したいのですけど。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 ずっと3年間、2時間休暇を取れるような状況になります。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 つまり、3年以内の間に、この1年間、2時間短くしたいとって、また介護の必要度が少なくなったので、通常の勤務に戻して、また、じゃあ、あと半年間、2時間短くしたいとか、そんなことができるのかとか、その辺のことについては、どんな感じなのかなと思ひまして。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 基本的には連続で。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 連続で、1回だけですね。わかりました。

次に、第21号議案の、これ、ものすごくややこしくて、一番最初のページの第2条のところなのですが、2条の一番最初のところに書いてあるのは、非常勤職員の方が現行は子供が1歳を超えて2歳になるまでにやめる予定のない人は、入り組んでますけども、育児休業が取れると。これが、今回は、1歳5カ月になるまでにやめる予定でない人は取れるというふうなことになるということなんですか。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 今後においては、1年以上継続してされる方について、1年6カ月まで取れるという、1年以上がなくなって、もう1年6カ月ということになります。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 わかりました。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 具体的に、この組合議会で介護休暇、それから育児休業、取っておられる方がいらっしゃるのかということをお聞きします。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 育児休業はおられますが、介護休暇は、今おられません。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 21号のところで、今までは第2条のイ、今までは、非常勤職員が明らかである非常勤職員ということになって、改正では、非常勤特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員も当てはまるという、そういうことになってると思うんですけども、その場合、そういうふうなことで、この組合議会で想定されるのはどういうことなのでしょう。今までは、次も採用するということが明らかだという、そういう契約とかで、そういう職員、非常勤職員ですけど、今度の場合だったら明らかでない、そういう非常勤職員も含まれるというふうに解釈してるんですけど、その点についてはどういうふうに考えたらいいのか。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 明らかである職員に関しては、採用させていただきたいと思います。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 いえ、これからの、改正が、明らかでない職員となっておりますけど、これはこの乙環組合議会でも、そういうことが想定されるのでしょうか。

今後、引き続き採用されないことが明らかでない常勤職員も、今後は当てはまりますよね。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 勤務が明らかな人については、休暇が取れるような状況にあります。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 同じことなんですけれど、明らかでないのは、どういうふうな場合だということを知っているんですけど。今までの明らかであるというのはわかるのです。それが、もし今回で、これも改正するならば、明らかでないというのが想定できるのかどうか。そういう非常勤職員さん。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 勤務が明らかな人については、休暇は取れるような状況に。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 明らかでないのは、どういうふうな場合だということを知っているんですけど。今までの、明らかであるというのはわかるんです。これが、もし組合議会でこれも改正するならば、明らかでないというのが想定できるのかどうかということを知っているんですけど。そういう非常勤職員さんが。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 育児休業することができない職員ということで、2条の方には書いて

ございます。明らかな方について、採用させていただきたいと思います。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 わかりました。明らかでない職員は、もう育児休業することはできないと。今までは、明らかである人も、できなかったけれど、これからは、明らかである人は育児休業が取れるという、そういう解釈でいいのですね。わかりました。

○藤井俊一議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

山田議員。

○山田千枝子議員 育児休業とか介護休業は、これからいろいろと、非常に、乙環議会でも若い職員さんもいらっしゃいますけれど、介護で休まなければならない、そういった状況とかも非常にあると思うんです。ですから、乙環議会は職員さんが少ない中で、育児休業を取りたくても取れないとか、介護休暇を取りたくても取れないという、そういうことがないように、きちっと、取りやすい、そういう環境を整えていただいたり、そういうふうな職場環境であってほしいなということを思いますので、そういう要望をいたしまして賛成させていただきます。

○藤井俊一議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、討論も尽きたようですので、討論を終わり採決いたします。

まず、第20号議案について、原案どおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第20号議案、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

次に、第21号議案について、原案どおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第21号議案、乙訓環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

○

○藤井俊一議長 日程9、第22号議案、乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本圭一管理者 それでは、日程9、第22号議案、乙訓環境衛生組合職員の給与に関

する条例の一部改正について、その提案理由のご説明を申し上げます。

ご案内のとおり、国家公務員の給与改正につきましては、去る8月8日に人事院から国会及び内閣に対し勧告がなされたところであり、その内容は、民間給与との格差の程度を踏まえ、月例給を引き上げるもの等でありました。

これを受け、政府は人事院勧告どおり実施することで、10月14日に閣議決定がなされ、給与関連法が11月16日に成立し11月24日に公布されたところであります。

ところで、本組合の給与改定につきましては、地方公務員法第24条第2項に規定されている均衡の原則にのっとり、国や京都府、関係市町等の動向を踏まえ、総合的な判断のもと改正を行うものであります。

それでは、改正内容につきましてご説明申し上げます。

第1条では、12月期の勤勉手当の支給割合を0.1月分引き上げ、現行の0.8月分から0.9月分とし、平成28年度の期末勤勉手当の年間支給割合を4.2月分から4.3月期分に引き上げ、再任用職員についても同様に引き上げるものであります。

次に、給料月額について、若年層に重点を置き、別表のとおり平均改定率0.26%の引き上げ改定を行うものです。

次に、第2条では、平成29年度以降の勤勉手当について、6月期と12月期の配分を変更する改正であり、年間支給率4.3月分については変更はございません。また、再任用職員においても、一般職員と同様に、6月期と12月期の配分を変更するものであります。

次に、本条例の施行期日であります。第1条につきましては公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用することといたしております。ただし、勤勉手当の規定については12月1日から適用することといたしております。

また、第2条につきましては、平成29年4月1日から施行することといたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○藤井俊一議長 ただいま提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

山田議員。

○山田千枝子議員 組合議会の職員の方で、平均的に幾ら上がるのかということと、それから最高で上がる方、それから最低で上がる方、そういう方の金額、わかったら教えてください。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 まず、最高で上がる方ですけれども、月額1,600円上がります。最低の方で、再任用さん除きまして400円という形でございます。平均でございますけれども、再任用さんを除きまして平均しますと680円という形になります。

- 藤井俊一議長 山田議員。
- 山田千枝子議員 再任用さんはどのくらい上がるでしょうか。
- 藤井俊一議長 河野事務局長。
- 河野一武事務局長 最低の400円の半分の200円でございます。
- 藤井俊一議長 山田議員。
- 山田千枝子議員 今、管理者の説明によりますと、若い人に手厚くというか、若い人に、引き上げる額が厚いですが、生活給から言いますと、若い人も上げてほしいけれども、ある程度の、子供さんが高校、大学とか行かれる、そういう人たち、そういう人たちも上げる必要があるのかなと思うんですけど、今組合議会で、若い人、それから引き上げの年齢別に、どのくらいなのか、30代でその1,600円くらいなのか、40代では幾らぐらいとか、そんなのがわかりましたら教えていただきたい、わからなかったいいんですけど。アバウトに教えていただけたらと思います。
- 藤井俊一議長 河野事務局長。
- 河野一武事務局長 年齢の若い職員、30代前半程度までが、最大が1,600円、そこから、1,000円から1,600円程度が、大体上がってくるというようなところでございます。また、40代を超えてくる職員につきましては、もう400円というような状況でございます。
- 藤井俊一議長 山田議員。
- 山田千枝子議員 40代といたら、大体子育て世代ですよ。結構、一番お金が要る世代だなと思って、国、人勧に準じてやられているということでは、この辺のカーブが、もう少し、40代にも引き上げ額を増やしてほしいなということを要望しておきたいと思えます。
- 藤井俊一議長 ほかの方で、ございませんか。
- （「なし」の声あり）
- それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。
- まず、反対討論を求めます。
- （「なし」の声あり）
- 次に、賛成討論を求めます。
- （「なし」の声あり）
- 討論もないようですので、討論を終わり採決をいたします。
- 第22号議案について、原案どおり決することに賛成の議員は挙手願います。
- （賛成者挙手）
- 全員賛成。よって、第22号議案、乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

-
-
- 藤井俊一議長 日程10、第23号議案、乙訓環境衛生組合行政財産使用料条例の一部

改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本圭一管理者 それでは、日程10、第23号議案、乙訓環境衛生組合行政財産使用料条例の一部改正について、その提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、組合が保有する公有財産のうち、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、その用途または目的を妨げない限度における使用の許可が認められている行政財産の使用を許可した場合において、同法第225条の規定に基づき、使用料を徴収するため、その徴収に関し必要な事項を定めているところであります。

当該使用料につきましては、本組合の行政財産の目的外使用につき、その対価として徴収するものであることから、近年の社会経済情勢の変動や近隣団体の状況を勘案し、公平性を図るため、今回使用料等の見直しを行うものであります。

なお、本条例の施行期日につきましては、平成29年4月1日から施行することといたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○藤井俊一議長 ただいま、提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。

山田議員。

○山田千枝子議員 第3条の削るとある火災保険料、この辺についてももう少し詳しく教えていただきたいのと、それから電柱が、値段も上がるということなんですけれど、これ、どこで決められるのか、関西電力と提携しなくちゃならないと思うんですけれど、その今まで経過とか、どういうふうにごここに至ってきたのかということと、この組合議会の中で電柱が何本ぐらいあるのかということと、質問いたします。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 電柱については、総計16本でございます。あとの電気料金の方を徴収させていただきたいということで、今回もいただいております。これについては、関西電力の方の時間料金の単価を毎年見まして、使用設備の電力消費量を見て、それをいただいているということになります。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 1点目のご質問の、条項で、火災保険の部分を削除した理由でございます。こちらにつきましては、本来設置者でございます組合の方が支払うべきものであるという理解の中で、削除させていただいたところでございます。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 電柱の値段というのは、組合議会で決めたら、もうそちらは関西電力がオーケーということで、話し合いとか、そういうことはどういうふうになっているのでしょうか。また、この金額は、どういうふうにご算定されているのか、その点について

お聞きします。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 電柱の方の件なんですけれども、うちの方で算定しておれば、関西電力さんの方は、承認していただくという並びになって、今、関西電力では、大体1,500円程度、普通財産の使用料条例がなければ1,500円程度ということになっておりますので、うちは近隣団体を見る中で、今その設定させていただいているところでございます。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 じゃあ、例えば2,300円を2,800円にしてみるとか、そういうふうなことも可能なのか、その辺はどうなのでしょう。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 関西電力さんの方については、うちの条例に基づいた、支払うというところで、話ができております。

○藤井俊一議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

それでは、討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

第23号議案について、原案どおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第23号議案、乙訓環境衛生組合行政財産使用料条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

○

○藤井俊一議長 日程11、第24号議案、平成28年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本圭一管理者 日程11、第24号議案、平成28年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第3号)についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額から522万9,000円を減額し、歳入歳出予算総額を30億464万4,000円とするものであります。

それでは、補正予算書6ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書により、順次ご説明申し上げます。

まず、歳入であります。

4款財産収入、2項財産売払収入では、リサイクルフェアで販売した再生品売払代金が当初見込みを上回ったことにより、6万1,000円を増額するものであり、また7款諸収入、2項雑入では、ごみ処理施設3号炉の運転日数の減少により537万9,000円の減額を、また資源化物におきますペットボトル及びプラスチック製梱包廃棄物の再商品化に係る再商品化事業への貢献度に応じた再商品合理化拠出金収入といたしまして8万9,000円を収入したものであります。合わせて529万円の減額補正となるものであります。

次に、歳出でございます。7ページをお願いいたします。

まず、1款議会費では、議員視察研修に係ります車両借り上げ料を契約差金として2万2,000円の減額補正を行うものであります。

次に、2款総務費、1目一般管理費では、職員人件費におきましては、人事異動並びに給与条例の一部改正等により580万9,000円の増額補正を、また広報事業では、印刷製本費及び備品購入費において契約差金が生じたことから、合わせて36万6,000円の減額補正を、庁舎管理事業では、光熱水費での水道使用量の減による減額及び委託料における契約差金合わせて87万円の減額補正を、また安全衛生、健康管理事業で、各委託料の契約差金等合わせて30万5,000円の減額補正を、また電算システム管理事業では、例規データベースシステム更新委託料において、条例改正に伴いページ数が増となったことにより33万3,000円増額補正をお願いし、一般管理事業では、委託料の契約差金14万1,000円の減額補正を、情報管理事業では、使用料及び賃借料において、パソコンの機器借り上げ数の減により17万円減額補正をお願いするものであり、1目一般管理費総額として429万円の増額補正となるものであります。

次に、財産管理事業では、公会計制度導入支援業務委託の契約差金38万9,000円の減額補正を、基金積立事業では、基金積立金を1,052万9,000円の増額補正を行い、平成28年度末基金残高は8,673万2,554円となる見込みであります。

8ページをお願いいたします。次に、3款衛生費、1目清掃総務費では、職員人件費におきましては、人事異動並びに給与条例の一部改正等により1,252万1,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、ごみ処理施設運転管理事業では、11節需用費で、3号炉の発電日数が減り、購入電力量が増額となりましたが、委託料において契約差金が生じ、合わせて172万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、リサイクルプラザ施設運転管理事業におきましては、ごみ処理施設の発電日数が減り、購入電力量が増額となりましたが、委託料において契約差金が生じ、委託料の契約差金と合わせて7万7,000円の減額補正をお願いするものであります。

また、リサイクルプラザ棟管理事業では、備品購入費の契約差金5,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、ストックヤード施設運転管理事業におきましては、クレーン年次点検委託料において、契約差金2,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、5款公債費におきましては、長期債償還利子におきまして、ごみ処理施設長寿命化第Ⅱ期工事の借入利子が確定したため、875万4,000円の減額補正をお願いするものであります。

最後に、3ページをお願いいたします。債務負担行為についてであります。平成29年度からの焼却残灰搬出委託に向け、債務負担行為を設定するものであり、その限度額は1億920万円とし、期間は平成28年度から33年度の6年間とするものであります。

以上、平成28年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○藤井俊一議長 ただいま提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

山田議員。

○山田千枝子議員 職員の関係なんですけれど、この補正予算の中に、職員数が後ろのページに載ってるんですけど、14ページ、平成28年10月1日現在が、職員数が35名、そのうち2人が再任用ということに書いてあるんですけど、じゃあ正職が33人ということになってるんですけど、こういう人数になってるというのは、間違いはないと思うんですけど、それだけ減ってるんですか。以前、確か37ぐらいに聞いてたんですけど。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 これについては、括弧書きについては、外書きになっておりますので、37名になっております。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 37名。じゃあ35名というのは、どういう、ここの数字であらわれるのは、37という数字があらわれないですけど、それは、局長さんとか、そういう人が入ってないからではないんですね。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 再任用と違う方が35名おられて、再任用の方が2名、合計37名になっております。ちょっと括弧書きが外書きになっておりますので、よろしく願いいたします。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 じゃあ、35名プラス2名、37名という、そのうちではないんですね。現在、再任用含んで37名いらっしゃるということですね。わかりました。

債務負担行為が1億920万円出てるんですけど、債務負担行為についてもう少し詳しく、質問いたします。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 この債務負担行為につきましては、今、焼却炉から出る焼却灰をフェニックスへ運搬してもらっております。本年度で現契約をしているところが契約満了となりますので、来年度以降、新たに5年間の債務負担行為を設定させていただきまして、4月1日から焼却灰の方を運搬させていただきたいと思っています。

今年度までは、大阪湾フェニックスへ6,000トン、ほぼ全量持っていったんですけども、次期計画の計画変更に伴いまして、29年度、来年度から約半量の3,000トンを搬出することになっております。残りの3,000トンを自前の勝竜寺埋立地の方へ搬入させてもらうという設定でございます。

こちらにつきましては、焼却灰の運搬に係りますフェニックスへ3,000トン分、勝竜寺へ3,000トン分の運搬委託と、あと、勝竜寺の方は新たに焼却灰を入れるということになりましたら、覆土等、整地転圧の作業が入ってきますので、そこら辺の分を見越した金額設定となっております。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 じゃあ、今までのフェニックスに6,000トン持っていったときの金額と、それから今度フェニックスに半分、3,000トン持って行って、勝竜寺のそこに3,000トン持っていった場合、その合計金額の差というのはどういうふうになりますか。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 現在、約6,000トンとさせてもらって、今、お金、支払っているのが1,751万8,000円です。これがフェニックスへ6,000トン持って行って運搬してもらっているお金になります。そのうち、3,000トン勝竜寺の方の自前へ搬入させてもらいましたら、運搬費だけでしたら約1,300万円ほどになって、残り、覆土等のお金も必要になってきますので、そのお金が約854万円となっております。

単純に差だけでいったら、大体420万円ほど安くなるんですけど、運搬だけでしたら。ただ、覆土料とユンボとか重機のお金もございますので、そこら辺も考慮しますと現契約よりも約430万円ほどの増ということになっております。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 ちょっと専門用語でわからなくて申しわけありません、覆土ということなんでしょう。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 埋立焼却灰は軽いので、風が吹いたりしたら、さあっと飛散する可能性があります。今、フェニックスへ持っていった分は、もう全部フェニックス

の方で覆土、かけてもらって、そのお金は必要ないのですけども、勝竜寺の埋立は新たにその覆土の、灰の飛散防止で、上に土を一定の厚さでかぶせなあかんというのが決まってまして、都度覆土していかなあかん。要は、灰の飛散防止です。それに係りませう覆土等、土のお金と、重機、ブルドーザーとかショベルが要るので、そこら辺のお金も含んだ料金となっております。フェニックスだけでしたら、その覆土とか重機が要らないのですけども、新たに組合に搬入となると、その分が余計にかかってくるということになります。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 もう一度、ちょっと復唱したいんですけども、6,000トンのときには1,751万8,000円かかったと。今度3,000トンになったら、その半分に、単純に半分、フェニックスに運搬費、半分になって、それが1,751万円でしたら800何万円ぐらいですか、そういうふうになって、それ以外に、勝竜寺には1,300万円、それと420万円ほどの、そういう、覆土とかに係る、そういうものが要るということで、ですから、単純計算しましたら1,720万円と、それから800万円ほどと、2,500万円ほど要るということになるんですか。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 今、大体1,750万円ほどのお金が6,000トン持つていくのにかかっています。それを3,000トン、3,000トンにしますと、合計は2,184万円になるんです。430万円ほどプラスになるんですけども、そのお金は、今言いましたように、覆土材とブルドーザー、重機のお金がかかっている分で、そのプラス、430万円、実質、持つていくのは減りますけども、土を買うお金と重機代がかかってきますので、結局430万円ほど値上げになってくるということになっていきます。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 じゃあ、今までの6,000トン持つていったときよりも、増えるということで確認しといたらいいわけですね。

それについてのこの債務負担行為ということですけど、この債務負担行為で、全て、いろんな機械なんかも、いろんな備えつけてなあかん機械があると思うんですけど、そういうことをやってくれる、運搬も、そういう覆土とか、飛散防止してくれたり、そういう作業をするのに、やっておられる業者もあると思うんですけど、そんな業者はどのぐらい、周辺にあるのか、どうなんでしょうか。契約これからされていくと思うんですけど、そういうのは幾らかあるんでしょうか。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 これからまた募集かけさせてもらって、手を挙げてくれる方がおられるか、あれなんですけども、大体、前回2回、この5年前、やってるんです。同じような感じでやらせてもらいまして、3件か4件ぐらいの業者はございます。一般廃

棄物の焼却灰運搬に関する、専門的なことなので、そこら辺に十分熟知した、作業できる業者をこれから選定していきたいと思っております。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 それにかかわって、組合議会の職員さんも、そちらの方の、勝竜寺に、3,000トンというたくさんの焼却灰ですので、そういうところに作業も、今まで以上にかかるということ、あるのでしょうか。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 組合の職員がですか。いや、組合の職員が直接かかわることはございません。ただ、運転手さんがトラックで、今まで6,000トンいってもらった分を3,000トン、勝竜寺へ運んでもらって、ダンプアップして、捨ててもらって、あとブルドーザーでならしてもらおうという作業だけになりますので、職員が直接かかわるということはありません。

○藤井俊一議長 近藤議員。

○近藤宏和議員 関連して、基本的なことなんですけど、単純に近くなれば安くなるんじゃないくて、逆に値段が上がるというところにおいて、第3回の定例会で、岸議員からの質問とか、山田議員もおっしゃっておいりましたけれども、その答弁において、関西圏、三重県であるとか、奈良県、一般廃棄物の処理ができる民間の施設、これの単価、運搬費用含めて、今積算してもらってるという形で答弁されているんですけど、この結果って何かありますでしょうか。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 一定、近隣に、奈良県か三重県には民間の処分場はあるんですけども、金額的に2万円、3万円、トン当たりしてくることもありますので、経済的にどうかということも、いろいろ議論させていただきました。負担がいきなりまた出てくるのも、ちょっと具合が悪いかなということもありますので、5年間の債務負担という設定は組ませていただきましたけども、フェニックスも3期計画、次どこまで、進展していく可能性もあろうかと思っておりますので、時期を見てまた変更契約できるようであれば、そちらの方へ、有利な方へと、埋立地の延命化のこともありますので、そこら辺は、どっちがいいのかは、これからまたフェニックスの3期計画の動向が見えてから、また相談させていただきたいなというふうには思っております。

○藤井俊一議長 近藤議員。

○近藤宏和議員 この15年で勝竜寺がなくなってしまうといえますか、終わってしまうという部分において、前回もありましたように、災害とか何かが起こった場合にその期間というのは短くなるという部分において、選択が、こちら側が選択できなくなればなるほど弱い立場になると思うので、一つ要望なんですけども、一般廃棄物の処理できる民間の施設の利用もぜひ検討していただきたいなと思っております。

○藤井俊一議長 山中議員。

- 山中一成議員 同じような、関連になるんですけれども、これまでも議論されてきた中で、フェニックス、来年の29年度から半分になりますけれども、もう一度今後の見通しというのをお聞かせいただけますか。
- 藤井俊一議長 河野事務局長。
- 河野一武事務局長 今回のフェニックスの状況でございますが、一応今、平成39年までは今の現計画で進まれるというふうには聞いております。そしてその後の部分については、一応第3期計画はあるということは聞いておまして、今現在は、環境アセスとフェニックスの方をやられているというまでは、情報は入ってはいるんですけれども、その後の、例えば本組合の搬入枠がどれぐらいあるか、そういった部分についてはまだ不明でございます。
- 藤井俊一議長 山中議員。
- 山中一成議員 憶測で結構なんですけど、第3次計画があるということの憶測で結構なんですけれども、もし仮に、今6,000トン入れてます、第3次計画が施行されて、そのときに、憶測ですよ、何トンぐらい入れさせてもらえると思いますかね。
- 藤井俊一議長 河野事務局長。
- 河野一武事務局長 組合の立場で申し上げれば、やはり全量を受けていただきたいという思いの中で、要望の方はしていきたいと思っております。しかしながら、来年度からは6,000トンが3,000トンに、半分になるということも踏まえますと、継続がされたとしても一定その辺の3,000トンというのが一定のボーダーラインになってこようかという思いは持っております。
- 藤井俊一議長 山中議員。
- 山中一成議員 今のご答弁だと、恐らく3,000トンになる可能性があるというふうな認識でよろしいですか。
- 藤井俊一議長 河野事務局長。
- 河野一武事務局長 あくまでも私の主観的な思いでございますけれども、私はそういうふうな感覚は持っております。
- 藤井俊一議長 山中議員。
- 山中一成議員 これから3,000トンずつ勝竜寺に入っていくんですけれども、あと15年すれば、この勝竜寺がいっぱいになる状況を鑑みたときに、そのフェニックスがあくことよっての楽観的なものというのは、恐らくなくなってくるというところと言うと、今、近藤議員がおっしゃった、民間の埋立処分地を探すことも必要じゃないでしょうか。
- 藤井俊一議長 河野事務局長。
- 河野一武事務局長 今ご指摘いただきますとおり、やはり民間処分場という方法も一つでございます。しかしながら、今の現段階におきましては、従来から埋立地問題という協議を2市1町さんでさせていただく中で、乙訓地域の中で次期用地の選定と、またご

みの減量化、そういった部分を順次進めておるところでございます。

ただ、今現段階におきましては、管内にまずそういう候補地があるのかどうかというところも最終結論には至っておりません。また、現段階で例えば民間にお願いしていくということになれば、単純に、先ほど課長が申し上げたとおりトン2万円、3,000トンをお願いするということであれば6,000万円の処分費用がかかる、それに合わせて、そこまで持っていったら運搬費用も別途必要になってくるという経費の関係も出てきます。そういった部分も総合的に、一定期間をもちまして2市1町さんのご意見も十分お聞かせいただきながら、最終的な方向性を整理していきたいというふうに今考えておるところでございます。

○藤井俊一議長 山中議員。

○山中一成議員 いろんな可能性を、これから模索していかないかと思うんですけども、その処分する埋立地、もしくはフェニックスだけでは、恐らく今後賄えない、埋立にあと3,000トンは必ずどこか、埋立しなければいけない状況が起こり得る可能性のある中で、その処分地を建てないで、つくらないであるならば、民間を活用せないかんといい状況が、恐らく生まれてくる可能性があります。その方針を、いつ、どのタイミングでお示しいただけるのですか。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 現段階は、フェニックスの関係につきましてもまだ不透明なところがたくさんございます。そういった部分も含めまして情報収集を十分させていただき、また近隣の中でそういう民間の処分場があるのかどうか、また、あったとしても費用がどれぐらいかかるのかという部分も含めて、一定の情報収集を継続的にさせていただきたいというのと、来年度以降、前回の議会でもご答弁をさせていただいておりますけれども、組合の施設の整備基本構想というのを、来年度、一方で策定していく予定にもしておりますので、そういった中で一定の情報を踏まえた最終的な方向性、また計画をつくってまいりたいというふうに考えます。

○藤井俊一議長 山中議員。

○山中一成議員 明確なご答弁いただけなかったんですけど、タイムスケジュールをしっかりとつくっていただくとともに、先ほども、同じことになるんですけども、近藤議員がおっしゃいました、もし災害が起こったときに、処分が恐らく、もう処分場、埋立がいっぱいになるということが、おおよそ想定できます。そのときのことも考えながら、近隣の協定を結ぶなり、そのタイムスケジュールの中にいろんな可能性を含めて計画というのを、あと15年間しか猶予ありません。場合によっては、災害が起こってしまったら、もうこの今地震が起こって、がれきがたくさん出たら、今すぐにいっぱいになる可能性があります。そういうことも加味しながら、しっかりとそのタイムスケジュールをつくっていただいて、もう要望にしときますけれども、早いうちにお示しいただけますようによろしくお願いします。

○藤井俊一議長 波多野議員。

○波多野庇砂議員 新入生ですので、初歩的なご質問をさせてもらうんですけど、ずばり、捨てる先、状況いろいろお聞きして、新人ながらも心配しているんですけど、究極的に、教えていただきたいんですけども、私の解釈では、この乙環については、処理をする、現業の、お願いしている部分だと、私は思っているんです。

つまり、行き先、フェニックスとか勝竜寺とか、そういった、またはどこか探さないかん、こういう根本的な部分については、これは乙環だけで検討されるべきものなのか、または2市1町さんそれぞれの自治体さんでお考えになるべきものなのか、ちょっと私、どっちなんやろなと思ってまして、多分、私は自治体さんの方が最終的には、行き先は、やはり責任も義務もあるのではないだろうかと思うんですけど、管理者、いらっしゃるので、ちょっと根本的に教えていただけましたら。

○藤井俊一議長 山本管理者。

○山本圭一管理者 まず、乙訓環境衛生組合は、15万人の乙訓2市1町のごみをしっかりと安全に適正に処理をするという場でございます。ただ、負担金等、各市町でいただいておりますので、そういう面では、各市町も全く関係ないというわけではないんですけども、御存じのように、管理者、副管理者、各それぞれ2市1町の首長がいますので、その辺ではしっかりと管理者、副管理者として協議もしながら、また事務担レベルでも、2市1町、あと乙環も入って、事務方の連絡協議会も設けてますので、そういう面では密接に関係しながら、これからのこと、ごみの減量も含めてですけれども、進めていかないといけないのかなというふうな思いはしております。ただ、乙訓環境衛生組合はごみを適正に処理する場所ということだけのご理解いただけたらなというふうに思っております。

○藤井俊一議長 波多野議員。

○波多野庇砂議員 民間会社で言うたら管理者は社長ですね、現業部門の専務さんなり、言うたら執行部の方々は社長の支配下にあるんですか、それで、そこら辺の解釈の部分が、ちょっと温度差があったり、さっきの話、私が申し上げてるのは、本当に各自治体の市町さんが最終的に、それは実際にも段取りされるのか、いやいやもう組合が、乙環として段取りされるのか、それだけは明確にしといてもらった方がいいのではなかろうかと思うんです。

だから、組合さんでそれを、その部分やるんだというたら、ここ一生懸命、私議員としてもやらないかんし、いや、それは各市町なんだと、基本的には、ということであれば、小さいながらも大山崎の議会で私は一般質問やらないかんし、そこら辺が、その部分だけが、捨て場の行き先だけは、これは大きな問題ですので、明確にさせていただきたいなと思うんです。

○藤井俊一議長 山本管理者。

○山本圭一管理者 この乙訓環境衛生組合、管理運営を2市1町から任されてしている

いう場ですので、管理者、副管理者も各2市1町で首長が一応なっているということを考えますと、管理運営はここですけども、お金を、負担金を出すのは市町になりますし、ごみの減量に関してとかは、各市町がごみの減量に向けて取り組むというような形がありますので、そういう面では各市町も本当に連動しながら、乙訓の二市一町の全体のごみをどうしていくのかというのは、協議していかないといけないところではあるんですけども、ただ、ここで出た意見をしっかりと、管理者、副管理者踏まえまして、各市町に持ち帰って検討するということがありますので、あくまでもここは管理運営を任されているというような形でご理解いただけたらなというふうに思います。

○藤井俊一議長 波多野議員。

○波多野庇砂議員 ありがとうございます。今のご答弁で理解させてもらいましたので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 同じく債務負担行為のことなんですけども、これ6年間で、実質5年間ということで、これまでも5年間だったらしいんですけど、今回、内容がちょっとかわりますね。債務負担行為の期間の設定5年間という根拠について、教えていただけますか。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 5年間にさせてもらいましたのは、単年になりますと、業者さんが機材をそろえたり、トラックをそろえたり、なかなか難しいかなというところなんです。購入とかもありますので、そこら辺はちょっと難しいかなと、やっぱり2年、3年、5年というスパンでやっていただけたら、引き受けてくれる業者さんもおられるのではないかなということで、設定させてもらいました。

また、単年になりますと、予算、平均化というのもなかなかできませんので、5年というスパンでしたら、5年間継続して平均的に運搬の委託処理委託というふうに設定できるかなというふうに考えております。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 私、単年度よりも一定期間の年度が、こういうのはいいと思うんですけども、5年とした理由を教えてくださいたいと思います。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今回の業務委託の関係でございますが、1年、2年、5年、10年といろんな期間の設定がございます。今回、債務負担の中で5年に設定をさせていただいている一つの目的と言いますのが、今回、収集運搬をしていただく機材が必要になってまいります。その機材の減価償却分を一定見込んでいかなあかんと。

その見込む中で、組合としましては、10年間の減価償却期間を設定させていただいております。その中で、5年間の業務をしていただくということになっておりますので、減価償却の要は半分、半分を今回の業務の中で入れこませていただいております。一般

的には、大体ダンプ車輛1台10年ぐらいが目安だということも聞いておりますので、まるまる1台分を5年間で償却するというのは、なかなか難問な部分もございますので、一定、倍の期間の10年間を設定する中で、今回の業務の中では、減価償却分の半分を今回見込ませていただいている、そういったことから5年間を設定させていただいているというところがございます。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 減価償却10年ぐらいということだと、次の5年はもっと安くなることが期待されるということですか。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 あくまでも予算計上させていただくときの設計額につきましては、新たに機材を購入した場合の設計額とさせていただいております。しかしながら、価格競争でございますので、もちろん、要は予備の車両を持っておられる業者さんについては、安く価格を入れられるでしょうし、また新たに機材を購入される業者さんについては、その購入した部分についての減価償却分を見越して入札をやられるというふうに理解しております。

○藤井俊一議長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

山田議員。

○山田千枝子議員 ささまざまな課題が、補正予算の債務負担行為にしても、あったかなと思うんですけど、炉を補修する問題も、3号炉も、運転委託とか、そういういろんな問題もありますし、それから今の10年、15年と言っても、あつという間に来ますので、なかなか地域の、2市1町の住民の皆さんにしたら、本当にごみの減量、それぞれ協力しながらも、でも、やはり全部なくなるということはありませんので、幾らかは減っていったとしても。

そういう意味では、事業者、そのの、きちんと徹底をしていただくということも、本当にごみ減量に協力してもらおうということをもっと啓発、それから指導も含めてやっていただきたいと思います。

私たち組合議会議員の皆にも、その都度、変化、情報を、ぜひ見させていただいて、私たち自身も考えていかななくてはならない課題だと思っておりますので、その点も要望しておきたいと思います。

それから、人事評価なんですけれど、人事評価については、人が人を判断するというのは、非常に、幾らか問題があると思うんです。給料についてもそういうふうに評価が、

今たくさん入ってきているんですけど、この人事評価を安易にされないようにということも要望しておきたいと思います。今補正予算については賛成させていただきます。

○藤井俊一議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、討論も尽きたようですので、討論を終わり採決いたします。

第24号議案について、原案どおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第24号議案、平成28年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第3号)については、原案どおり可決されました。

○藤井俊一議長 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

この際でありますので、何かほかにございませんか。

杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 前からの継続のことなんですけども、廃棄物処理基本計画が今年度中に改定されるということと、それからごみ処理手数料の見直しを、前の議会では、6月議会または7月議会に、条例改正、提案されるということでしたんですけど、それぞれどういう進め方をされるのかということをお聞きしたいと思います。

特に一般廃棄物搬入手数料、この搬入手数料というの、私、理解がなかなか、手数料って、何かをしたことに対価としてもらうお金ですよ。搬入するのは業者ですので、受入手数料とか処理手数料だったらわかるんですけど、搬入手数料というのは、何か、特別の意味があるのかなということも、合わせてお伺いしたいのですが、まあそれはいいといたしまして、この一般廃棄物搬入手数料の見直しについては、以前、問題になりましたときに、確か夏ごろに、来年の4月からいきなりゼロにするわけにいかないということで、準備が足りないということがございましたので、今度、手数料自体を幾ばくか上げるということなので、それを9月議会に決めたら、また同じことの繰り返しになりますし、早いことしなければいけないと思います。

そういうことを言いますと、3月議会には考え方なり基本を出していただいて、遅くとも6月に決めていかなければいけないと思うんですけど、そういうふうな進め方のことについて、あわせてご報告いただければと思います。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 1点目の処理計画の関係でございますが、こちらについては来年の3月を目標に、策定に向けて今順次準備を進めておるところでございます。

また、搬入手数料といいますか、条例改正の今予定をさせていただいております、現段階では、先ほどご指摘ありましたとおり、6月をめどとして条例改正の予定を進めさせていただいているところでございます。

それと、今ご指摘ありました、搬入手数料ということございましたけれども、組合が思っておりますのが、一般廃棄物の処理手数料でございますので、処理費用をいただ

いているというところでございます。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 燃焼処理手数料ですか。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 組合が定めております廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第16条の中で、一般廃棄物の処理手数料というのを規定しております。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 失礼いたしました。何か搬入手数料という名称になったり、処理手数料になったり、私、搬入手数料だと思っておりました。

それで、ぜひ、3月のときに、考え方と、データを、何を言いたいかといいましたら、これだけかかりましたからこれだけくださいというのだったら、何も非常に簡単なんですけど、実際問題そういうことでは決まらないですね。一般廃棄物については市町村が処理する責任があると。家庭系ごみについては、市町村によって、有料にしてるところもあれば、基本的にはできるだけ一般家庭のごみについては市町村が、できるだけ各家庭から徴収しなくてすむようにということを目指して運営されていると思うんですけど、事業系ごみについては、傾向として、事業活動に伴って発生したごみについてなので、事業者さんに負担していただくと。負担の割合が、もう全然考え方が違うんですよ、恐らく。私、調べましたら、東京なんかでもものすごく高いですし、関西とか西日本は非常に少ないですし。

そうしたときに、一体何を基準に決めるのかということになると、非常に政策的な決め方になってくると思うのと、あと、近隣、京都市とか城南衛管さんとか、大阪府の三島高槻とか、あの近隣とのバランスということになると思いますので、そういうふうなデータと、周辺の動向、乙訓環境衛生組合としてはこういう考え方でやる、そういうふうなあたりを、ぜひ3月議会でお示しいただいて、理解した上で決めていきたいと思っておりますので、その辺、要望したいんですけど、いかがでしょうか。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今現在、乙訓環境衛生事務連絡会というのを設置しております、その中で、本組合と各2市1町さん、それぞれ入っていただく中で条例改正に向けての協議をさせていただいているところでございます。

今、現段階におきましては、今ご指摘のありました近隣の団体さんの調査のとりまとめをさせていただいて、そのとりまとめ内容を踏まえた中で、今回の改正方針案を今整理をしているところでございます。

一定、6月の条例改正ということがございますけれども、今ご指摘ありましたとおり、3月の段階で一定、こういった形の報告になるかまだわかりませんが、一定のデータをお示しする中で、方向性をそこでお示ししたいなという思いは持っております。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 よろしくお願ひします。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 先ほど、管理者の報告で、乙訓学園、その次期用地の交渉について、やっておられるということなんですけれども、この乙訓学園が、例えばどこかに引っ越された場合、埋立としてはどのぐらいの埋立ができるのかというのは、先ほど埋立問題もあったんですけど、どの程度の埋立ができる予定なのかわかりますか。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今、お貸ししてる面積は2,500平方メートルでございますが、長黒用地の全体面積が約1万平方メートルございます。今、長黒用地につきましては、既にもう埋立地で完了している部分もございますので、従来の埋立地のように、掘り起こして器状にすることができませんので、今あるあの上に積み上げるという形になってこようかと思ひます。

今、大体1万平方メートルのうち約3割ぐらいが、必要になってくる附帯設備、要は水処理関係を設置するということになれば約7,000平方メートル、それに対して、今の勝竜寺ベースで申し上げると、5メートルの積み上げをするというのと、約3万5,000立方メートルの容積が入るであろうというように今推測はしてあります。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 今、学園がきちっと決まるように2市1町と協議しながら、1年間継続やむなしということで、去年もそうだったんですけど、そちらのきちんとした用地交渉が進んで、ちゃんとしてからやっていただくということで、要望しておきます。

○藤井俊一議長 よろしいですか。

それでは、最後に私から報告事項がございます。

平成29年度議員視察研修についてであります。先日開催されました代表幹事会において、平成29年7月上旬に日帰りで三重県四日市市クリーンセンター及び滋賀県近江八幡市環境エネルギーセンターへの視察ということで確認がされましたので、皆様方にご報告いたします。

これをもちまして、乙訓環境衛生組合議会平成28年第4回定例会を閉会いたします。本日は大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時32分

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

乙訓環境衛生組合議会議長 藤井 俊一

乙訓環境衛生組合議会議員 山田 千枝子

乙訓環境衛生組合議会議員 波多野 庇砂